

ムサシコーポレートガバナンス基本方針

第1章 総則

1. 目的およびコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

ムサシグループ（以下、「当社グループ」という）は、企業活動を展開するにあたり、「Our Origin（創業の精神） / Purpose（使命） / Way（行動指針）」によって構成される「ムサシフィロソフィー」を基軸に、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため「ムサシコーポレートガバナンス基本方針」（以下、「本方針」という）を定め、経営の最重要課題の一つと位置づけ、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

2. 制定・改正・廃止

本方針の制定・改正・廃止は、取締役会の決議を経て行う。

第2章 ステークホルダーとの関係

1. 株主等との関係

当社は、ムサシフィロソフィーに基づき、株主の権利、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に努める。

(1) 株主総会

株主総会を最高意思決定機関として位置づけ、株主と取締役とのコミュニケーションの機能に鑑み、議決権をはじめとする株主の権利行使を確保すべく環境を整備する。

- ・株主総会を、いわゆる「集中日」以外の日に開催するよう努める。
- ・招集通知は、株主が議案について十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努める。
- ・招集通知発送の日に先立ち、当社ウェブサイトに掲載する等の方法により招集通知を公表する。
- ・東証の議決権電子行使プラットフォームの活用や招集通知参考書類の英訳を当社ウェブサイトに掲載する等の方法により、海外投資家が議決権行使を行いやすい環境を整備する。

(2) 株主の権利の確保

当社グループは、株主に対し、適時・適切な情報開示を行い、信頼関係の形成と企業価値向上に努める。株主の基本的権利を尊重するとともに、特定株主に対する特別な利益供与等の提供の禁止等、少数株主および外国人株主を含むすべての株主の権利を実質的に確保する。また、中長期的な企業価値を向上させ、利益を適正に株主へ還元し、株主との長期的な信頼関係を形成する。

- ・取締役会は、株主総会における議決権行使結果を真摯に受け止め、議決権行使総数に対して反対票が20%を超える場合は、原因の分析等を実施するとともに、株主との対話その他の対応の要否について検討する。

(3) 株主との建設的な対話

株主との建設的な対話を通じ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう努める。また、株主との建設的な対話を促進するため、株主との対話に関する取組み基本方針を別に定め、経営方針、事業戦略、財務内容及び中期経営計画等を公平・迅速・正確に公表する。

(4) 資本政策の基本的な方針

- ・中長期的な企業価値の向上を実現するために、株主資本効率及び株主還元等のバランスを踏まえ、株主資本利益率（ROE）の目標水準を考慮した経営を行う。
- ・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、取締役会において独立社外取締役の意見、中長期的な株主資本利益率（ROE）や1株当たり利益（EPS）等への影響を十分に審議したうえで決議し、株主に対して合理的な説明を行う。

(5) 政策保有株式に関する方針

- ・中長期的な視点で当社グループの企業価値向上につながるかどうかを、事業運営・事業戦略・事業上の関係等から総合的に勘案し株式保有の必要性を判断する。
- ・主要な政策保有株式について、取締役会は中長期的な経済合理性を検証するとともに、売却も含め適宜見直しを行う。
- ・政策保有株式の議決権行使については、当該企業および当社グループの企業価値向上につながるかを考慮して議決権を行使する。

(6) 買収防衛策

- ・買収防衛策は導入しない。
- ・取締役会は、株式が公開買付けに付された場合、公開買付者等に対し、当社グループの企業価値の向上策の説明を求めるとともに、当社グループとして更なる企業価値向上施策を、株主に対し表明し、株主が適切に判断できるように十分な情報と時間の確保に努める。

(7) 関連当事者間の取引の防止

- ・当社と当社取締役及び当社取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとする。
- ・取締役およびその近親者との取引については、取引の有無に関する調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合、取締役会に報告する。
- ・関連当事者間の取引について、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに証券取引所が定める規則に従って開示する。

2. ステークホルダーとの関係

当社グループは、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、お客様、お取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーからより確かな信頼を得られるよう、適切な協力関係の構築に努める。

- ・「ムサシフィロソフィー」とその具体的行動指針としての「わたしたちのコンプライアンス

ス」の周知により、様々な価値観や個性を有した多様な人財が活躍できる企業を目指すとともに、法令遵守の徹底を図る。

- ・中長期的な企業価値の向上の観点から、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理などを巡る課題への対応を推進し、コア事業の深堀りと新規事業の創出を通じて、人と環境が”調和”した豊かな地球社会の実現に貢献する。
- ・内部通報窓口及び社外窓口（社外の弁護士窓口）を設置し、法令、社内規程、「わたしたちのコンプライアンス」に違反する行為、またはそのおそれのある行為について通報を受け付け、早期の発見と通報者の保護を図り、通報者に不利益な取り扱いを行わない。

第3章 情報開示の充実

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても、株主・投資家の皆様に対して、当社についての理解を深め、当社の価値を正當に評価していただくため、経営方針や事業戦略、財務内容、将来の計画等の公平、迅速、正確、積極的かつ持続的な情報開示に取り組む。

- ・当社グループは会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに金融商品取引所が定める規則を遵守し、適時適切に開示するとともに、当社独自の基準に従い、財務および業務に関する情報を適切に開示する。
- ・中期経営計画、ムサシコーポレートガバナンス基本方針、取締役報酬を決定するにあたっての方針、取締役候補者の指名を行うに際しての方針、取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名の理由を開示する。
- ・当社は、海外投資家の利便を考慮し、合理的な範囲において英語での情報開示を行う。

第4章 コーポレートガバナンスの体制

1. 機関設計

会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択する。監査等委員である取締役を含む社外取締役が取締役会における意思決定に参画することで経営の透明性・健全性を高める。また、当社は内部監査部門として「業務監査室」を設け、内部管理体制の適切性や有効性を検証し、重要な事項があれば取締役会等へ適時に報告する体制を整備する。

監査等委員会と、内部監査部門である「業務監査室」とは、事前かつ相互に監査計画や監査方針等につき協議し、年度中、定期的に情報交換を行うなどの相互連携を図り、監査等委員会の監査の効率性・実効性を高める。

2. 取締役会

(1) 取締役会の役割・責務

取締役会は、株主からの受託者責任を認識し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、「経営の健全性の維持」「経営の透明性の確保」「経営効率の向上」に努め、当社企業経営に関わるすべてのステークホルダーに対する社会的責任を果たすよう行動する。

- ・取締役会は、上記の責任を果たすため、会社の業績等の評価、内部統制システム、リスク管理体制の適切な整備及びその運用その他経営全般に関する監督を独立した客観的な立場から行う。
- ・取締役会は、その決議により重要な業務執行の執行権限を取締役に大幅に委任することにより、迅速な意思決定と経営判断の機動性を高める。取締役会の決議により取締役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議で審議・決定する。取締役会及び経営会議の意思決定に基づく業務執行を担うため執行役員体制を設け、執行役員に業務執行を委ねる。
- ・当社グループは、中期経営計画を策定し、定性・定量目標を設定し、各年度末に経済情勢等を踏まえた見直しと進捗を確認する。また、中期経営計画が目標未達となった場合の原因の分析と対応について説明するよう努め、その分析結果を次期以降の計画に反映させる。
- ・取締役会は、サステナビリティの実現にむけた方針や戦略を策定する。サステナビリティ戦略会議は、その方針や戦略の決定を受け、社会課題や経営的リスク・ガバナンスのみならず、中長期的な企業価値向上の観点を加え、その方向性や目標、指標を審議し、決定する。地域・機能別の主要な組織は、その目標達成に向けて、施策等を実行する。
- ・取締役会は、監査等委員会または会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

(2) 取締役会の構成

- ・複数の社外取締役を選任し、取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を述べることにより、経営の監督体制を確保する。
- ・取締役会は、性別、国籍、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役に構成するとともに、取締役会の意思決定及び監督機能を効果的に発揮できる適切な員数を維持する。

(3) 内部統制

取締役会は、適切な統制のもとで迅速な業務執行が行われるようにするため、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、当社グループの体制構築と運用状況を監督する。

- ・当社は内部監査部門として「業務監査室」を設け、内部管理体制の適切性や有効性を検証し、重要な事項があれば取締役会等へ適時に報告する体制を整備する。
- ・取締役の競業取引および取締役と会社の取引その他両者の利益が相反する取引については、取締役会の承認事項とする。

(4) 取締役会評価

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析評価を行う。

3. 監査等委員会

(1) 監査等委員会の役割・責務

監査等委員会は、受託者責任を認識し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて企業の健全性を確保し、株主共同の利益のために行動する。

- ・監査等委員会は、監査等委員でない独立社外取締役および内部統制部門、内部監査部門と連携する。
- ・監査等委員会は、内部統制システムを活用した監査をおこなうとともに、当社及び当社グループ企業における重要な会議への出席等により監査に必要な情報を積極的に収集し、取締役の職務執行を監督・監査する。

(2) 会計監査人および内部監査部門との関係

監査等委員会は、会計監査人および内部監査部門と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保する。

- ・監査等委員会は、会計監査人の評価基準および選任基準を策定し、独立性と専門性について確認する。
- ・監査等委員会は、会計監査人または内部監査部門が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合に対応する体制を確立する。

4. 執行役員体制

それぞれの地域や各種執行機能において、迅速かつ最適な経営判断を行うとともに、効率的、効果的な業務運営を行うため、地域・機能別の各部や主要な組織に執行役員を置く。

5. 諮問委員会等

(1) 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は取締役会の諮問委員会として、「取締役候補者の選定・決定の透明性・客観性を高め取締役会の監督機能強化を図ること」、「継続的な経営体制の安定確保のため後継者計画を監督すること」、および「役員報酬に関する方針・内容を監督しその透明性・客観性を図ること」を目的とする。なお、指名・報酬委員会の委員は、原則として、独立社外取締役を中心とする4名で構成する。

(2) ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は取締役会の諮問委員会として、「取締役会の実効性向上のため、コーポレートガバナンスに関する事項について取締役会に助言および提言を行うこと」を目的とする。なお、ガバナンス委員会の委員は、原則として、独立社外取締役を中心とする4名で構成する。

(3) 内部統制委員会

内部統制委員会は、内部統制システムに関する基本方針に基づいた内部統制システムの整備および運用に関する事項について審議し、事業経営の効率的かつ効果的な運営と事業経営に関する法令等遵守および財務報告の適正性を確保することを目的とする。

- ・内部統制委員会は、当社グループでの企業倫理、コンプライアンス及びリスク等内部統制に関するモニタリングを行う内部統制担当部門、内部監査部門や各部門からの報告

を受け、当社グループにおける内部統制に関する事項を審議し、コーポレートガバナンスの継続的な充実を図る。

6. 会計監査人

会計監査人は、当社グループの財務情報の信頼性を担保する重要な役割を担い、株主や投資家に対して責務を負う。

- ・会計監査人は、監査等委員会と連携し、適正な監査を行うことができる体制を確保する。
- ・会計監査人は、独立性と専門性を確保する。
- ・会計監査人は、会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守する。

7. 取締役および執行役員

(1) 取締役

取締役は、受託者責任を認識し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役としての職務を執行する。

- ・取締役は、ムサシフィロソフィーと役員行動規範の実践を心がけ、取締役会の一員として、業務執行取締役及び執行役員による業務執行を監督する。
- ・取締役は、その職務を執行するために十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め、それぞれの経験および知見に基づき積極的に発言し、自由闊達で建設的な議論を行う。
- ・取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる知識の習得・研鑽に努め、必要な場合には、当社の負担において外部の専門家の助言を得る。
- ・監査等委員である取締役は、企業の健全性を確保するため、当社グループの重要な会議に出席し、内部監査部門及び会計監査人との連携を図り、取締役の職務執行状況を監督・監査する。
- ・監査等委員である取締役は、取締役会の意思決定および内部統制システムの構築と運用状況を監査する。

(2) 独立社外取締役

独立社外取締役は、業務執行取締役及び支配株主から独立した立場を踏まえ、執行の監督、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための助言、利益相反の監督を行うとともに、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に反映する。

- ・独立社外取締役は、当社の事業に関する事項及びコーポレートガバナンスについて情報を共有し、各取締役、執行役員との意見交換を行う。
- ・金融商品取引所が定める独立性基準に加えて当社が独自に独立性基準を定め、この独立性基準を満たす社外取締役を選任する。当社独自の独立性基準は、取締役会で策定する。
- ・社外取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、当社の職務に必要な時間を確保できる範囲とし、その兼任状況を株主総会招集通知及びコーポレートガバナンス報告書に記載する。

(3) 取締役および執行役員の報酬決定方針

当社の役員報酬制度は、以下の当社の役員報酬制度に関する考え方に基づいた設計とする。

(当社の役員報酬制度に関する考え方)

- ・ グローバルな競争を勝ち抜く多様で優秀な経営陣の確保に資すること
- ・ 中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めること
- ・ 株主の皆様と利益・リスクを共有し業績達成およびリスクに対する経営意識を高めること
- ・ 取締役および執行役員の報酬は、取締役会で承認された「取締役報酬規程」および「執行役員報酬規程」により、職務執行の対価として毎月固定額を支給する基本給と、当該事業年度の業績に連動した業績連動報酬および株主の皆様と利益を共有し、会社の中長期的な企業価値向上のインセンティブとして支給する譲渡制限付株式報酬で構成される。
- ・ 業績連動報酬は、当該事業年度の業績目標に対する実績評価を行うための財務指標と中長期的な企業価値向上に重点を置いた戦略指標の達成度により取締役会で決定された係数により算定し支給する。
- ・ 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本給および譲渡制限付株式報酬とする。
- ・ 監査等委員である取締役は、その役割の観点から基本給のみとする。
- ・ 取締役および執行役員は、譲渡制限付株式報酬とは別に、毎月の固定報酬額のうち一定程度を役員持株会に拠出し、自社株の取得に努める。

(4) 取締役及び執行役員の選任方針

(最高経営責任者の選定)

- ・ 取締役会は、指名委員会の提案を受け、審議の上、柔軟で健全かつ透徹した決断力を持ち、当社の創業の精神と企業風土の継承を実現できる人物を最高経営責任者たる社長の後継者として選定する。

(監査等委員でない取締役候補者の選任方針)

- ・ 取締役会は、指名委員会の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え取締役としての職務を適切に遂行できる人物を取締役候補者として指名する。
- ・ 取締役候補者は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、会社経営や当社の業務に精通し、人格・見識に優れた人物とする。
- ・ 社外取締役候補者は、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、各々の豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行うことができる人物とする。

(監査等委員である取締役候補者の選任方針)

- ・ 取締役会は、指名委員会の提案を受け、監査等委員会の事前の同意を得たうえで審議し、株主の負託に応え取締役の監督および監査実務を適切に遂行できる人物を候補者として指名する。
- ・ 監査等委員である取締役候補者は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、人格・見識

- に優れた人物であるとともに、会社経営や当社の業務に精通した人物とする。
- ・監査等委員である社外取締役候補者は、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、法曹、行政、会計、教育等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する人物とする。

(執行役員の選任方針・任期)

- ・取締役会は、指名委員会の提案を受け、審議の上、当社グループの重要な業務執行を担うことができる人物を執行役員として選任する。
- ・執行役員は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、会社経営や業務に精通し、人格・見識に優れた人物とする。
- ・執行役員の任期は1年とする。

(5) 支援体制

当社は、取締役がその役割・責務を果たすための実効的かつ十分な支援体制を整備する。

- ①取締役会で十分な議論が可能となるよう、以下の通り運営する。
 - ・取締役会の年間スケジュールを作成し、審議事項の年間計画を立てる。
 - ・取締役会において十分な議論ができる適切な審議時間を設定する。
 - ・取締役会の審議事項に関する資料を、会日に先立って配布する。
 - ・上記に限らず、独立社外取締役を含む取締役が意思決定に必要な情報を随時提供する。
- ②監査等委員会の職務の補助、その他監査等委員の活動の支援に内部監査部門をあたらせ、内部監査部門の業務執行者からの独立性を確保しながら、監査等委員会との連携のもと、職務を執行する。
- ③内部監査部門は、取締役の職務の執行に必要な情報提供を求められた場合、積極的に情報を提供する。
- ④取締役の職務の執行に必要と認められる予算を確保する。

(6) 研修の方針

当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要な事業活動に関する情報、知識を提供する。

- ・取締役には、経営や組織運営等に関する情報を提供し、当社グループの経営課題、関連する法令やコーポレートガバナンスに関する研修を継続的に実施する。
- ・上記に加えて、独立社外取締役には、当社の事業内容を説明し、事業戦略や対処すべき課題等について、必要な情報提供を行う。

以 上

2015年10月30日制定

2017年 6月23日改定

2020年 5月29日改定

2021年12月21日改定

2025年 5月20日改定

別紙 1

<株主との対話に関する取組み基本方針>

1. 当社における株主等との対話全般については人事部および経理部が主管し、建設的な対話の実現に努める。株主等との対話については、I R担当役員が担い、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえ、合理的な範囲で、I R担当役員のほか、社長やI R担当役員から指名された者が行う。
2. 株主等との対話が適切に行われるよう、人事部および経理部は、経営企画、財務、経理、法務、営業等の各担当部門が定期的に協議するなど、有機的に連携する体制を構築する。
3. 当社は、株主等の中長期的な視点による関心事項等も踏まえ、株主総会や継続的な決算説明会の開催、個別面談のほか当社ホームページでの決算短信等の情報提供等の多様な活動を通じて建設的な対話の充実に努める。
4. 人事部および経理部は、対話により把握した株主等の意見、関心事や懸念等を経営陣に定期的かつ適時に報告し、また、社内にフィードバックし、情報を共有する。
5. 株主等との対話を行うにあたり、インサイダー情報の管理について、役員及び従業員等による重要事実の管理に関する規則を定め、情報管理の徹底に努める。

以 上

<社外役員の独立性基準>

当社取締役会は、社外役員が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、現在、当社グループの業務執行者等^{<注1>}でなく、過去においても業務執行者等および監査役（社外監査役を除く）ではないこと。
また、過去3年間において、本人の近親者等^{<注2>}が当社グループの業務執行者等でないこと。
2. 本人が、現在または過去3年間において、以下に掲げるいずれかに該当しないこと。
 - 1) 当社のその他の関係会社およびその他の関係会社のグループの業務執行者等
 - 2) 当社の大株主^{<注3>}の業務執行者等
 - 3) 当社が大株主である会社の業務執行者等
 - 4) 当社の主要な取引先^{<注4>}である会社の業務執行者等、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者等
 - 5) 当社グループから多額^{<注5>}の寄付又は助成を受けている組織の業務を執行する者
 - 6) 当社グループとの間で、取締役・監査役または執行役員を相互に派遣している会社の業務執行者等
 - 7) 当社グループの主要な借入先の業務執行者等
 - 8) 当社グループの会計監査人である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の当社を直接担当するパートナー等
 - 9) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ている者
 - 10) 上記8)または9)が所属しない法律事務所などの専門的アドバイザー・ファームであつて、当社グループを主要な取引先とするファームの当社を直接担当するパートナー等
3. 本人の近親者が、現在、2の1)乃至10)に該当しないこと。

- <注>
1. 業務執行者等：取締役（社外取締役を除く）・執行役・執行役員をいう
 2. 近親者等：本人の配偶者または2親等内の親族もしくは同居の親族
 3. 大株主：総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう
 4. 主要な取引先：過去3事業年度の平均で年間連結総売上高の2%以上の支払いがある会社を言う
 5. 多額：過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える場合をいう

以 上